		項ただし書の届出をしている者を除く。）の数と同数の写し（民事訴訟費用等に関する法律附則第八条第一項において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項の規定により当該抗告状に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）
第六十三条第三項	送付を受けた	管理の引継ぎを受けた
第六十六条第二項及び第六十七条第二項	決定書」と、「電子調書に記録させる」とあるのは「調書に記載させる	電子決定書（電子裁判書のうち、決定に係るものをいう。）
第六十七条第一項	抗告許可申立て通知書	電子抗告許可申立て通知書
第六十九条第一項	、第六十二条中「四」とあるのは「六」と、第六十四条を送付する	、第六十四条の管理を引き継ぐ
	抗告事件の記録送付すれば	抗告事件の記録の管理引き継げば
第六十九条第三項	記録送付する	記録の管理引き継ぐ
第六十九条第四項	記載した書面	記録した電磁的記録

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（人事訴訟規則の一部改正）

第三条　人事訴訟規則（平成十五年最高裁判所規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則	第一章　［同上］
第一節　通則（第一条・第一条の二）	第一節　通則（第一条）
［第二節～第四節　略］	［第二節～第四節　同上］
第五節　補則（第十六条―第十八条の十三）	第五節　補則（第十六条―第十八条）